

●補欠の連携会員の選考手続について

〔平成21年10月1日〕
日本学術会議第82回幹事会決定

連携会員が任期の途中において死亡、辞職、免職又は会員就任により退任する場合、その後任者となる者（以下「補欠の連携会員」という。）の選考手続については、以下に定める要領に従って行うものとする。

- 1 退任する連携会員の専門分野に関係する部は、幹事会に対して補欠の連携会員の選任を別紙様式1により要望することができる。
- 2 幹事会は、前項の要望について審議し、必要があると認めるときは、補欠の連携会員の候補者（以下「候補者」という。）の推薦を依頼する部を決定する。
- 3 会長は、幹事会の決定を受けて当該部に対し、候補者の推薦を依頼する。
- 4 依頼を受けた部は、5人以内の複数の候補者を選定し、別紙様式2及び3により選考委員会に推薦する。
- 5 選考委員会は、前項の推薦に基づいて、順位を付して候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する。
- 6 幹事会は、前項の名簿に基づいて1人の候補者を選定し、任命することを会長に求める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成22年10月21日日本学術会議第109回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成31年4月24日日本学術会議第277回幹事会決定）

この決定は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

附 則（令和3年2月25日日本学術会議第308回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。